

# 4 荃崎庁舎跡地利活用に係る 公募型プロポーザル実施要領

令和4年(2022年)7月12日  
つくば市

## 目 次

1	本要領の趣旨	1
2	土地の情報	1
3	施設整備に関する事項	2
4	土地貸付に関する事項	3
5	参加資格に関する事項	5
6	募集から契約締結までの流れ	6
7	提案内容の審査等	9
8	契約手続き等に関する事項	10
9	提出書類	11
10	その他の事項	12
11	問合せ先	13

### 別添様式

様式 1	質疑書
様式 2 - 1	参加申込書【単体事業者用】
様式 2 - 2	参加申込書【共同事業者用】
様式 3	事業者の概要
様式 4	参加資格要件に係る申立書
様式 5	事業計画提案書
様式 6	参加辞退届

## 1 本要領の趣旨

荃崎庁舎跡地（以下「庁舎跡地」という。）は、荃崎地区の中核的な場所に位置し、荃崎保健センターや公共交通のバスロータリーなどの公共施設が隣接しています。庁舎そのものは平成 22 年に閉庁、平成 28 年に解体され、その後の跡地利活用について、荃崎地区全体の活性化につなげることを念頭に検討を重ねましたが、利活用方針の決定に至らず喫緊の課題となっております。

この度、これまでの地域住民、荃崎地区区会連合会、地元議員、民間事業者の御意見等を総合的に勘案し、当該地には食料品や日用品等を取り扱う小売店を誘致することが地域ニーズに即した最善の方策であるとの結論に至りました。

本実施要領は、庁舎跡地を貸地として食料品や日用品等を置く小売店の誘致を目的とし、その店舗の整備及び運営を行ってくださる優れた事業者を選定するための公募型プロポーザルの実施内容を取りまとめたものとなります。

## 2 土地の情報

### 【基本情報】

所在地	茨城県つくば市小荃 288 の一部、小荃 289
敷地面積/地目	約 2,700 m <sup>2</sup>
地目	宅地
区域区分	市街化調整区域
用途地域	指定なし
建ぺい率/容積率	60%/200%
交通アクセス	常磐道谷田部 IC から約 6.6 km 圏央道つくば牛久 IC から約 5.5 km 常磐線牛久駅から約 3.2 km
接道状況	南側 県道 46 号線(片側 1 車線、歩道あり、幅員 7.9m) 北側 市道 6-4172 号線(車両通行帯のない道路、幅員 3.4~6.1m)
上水道	市道 6-4172 号線及び 6-4173 号線内 : DIP φ 100(既設) 県道 46 号線内 : DIP φ 250(既設)
下水道(汚水)	つくば市下水道事業計画区域 : 荃崎第 4 処理分区(旧荃崎町)
下水道(雨水)	敷地内処理
ガス	市道 6-4172 号線内 : 低圧導管 φ 150(既設)
電気	敷地周辺に電柱有り
通信	県道 46 号線内に NTT の通信ケーブル有り
備考	庁舎撤去済み

### 【そのほか】

#### ■埋蔵文化財

文化財保護法に基づく「周知の埋蔵文化包蔵地」には該当しません。

#### ■土壌汚染

令和元年 11 月から令和 2 年 1 月の期間につくば市で自主的に土壌汚染対策法に準じた地歴調査を実施し、「土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地」に分類されています。

## 【位置図】



### 3 施設整備に関する事項

#### (1) 基本的な考え方

庁舎跡地に、事業者が自らの資金で食料品や日用品等を取り扱う小売店を設計・整備・所有し、維持管理・運営を行うものとします。

#### (2) 条件

- ①スーパーマーケットやドラッグストアなどの食料品や日用品等を中心に扱う小売店とします。
- ②生鮮食品も一部扱うものとします。
- ③駐車場等のスペースを考慮し、店舗面積が 1,000 m<sup>2</sup>程度(±20%)の規模とします。
- ④周辺道路交通に配慮した計画とします。
- ⑤利用者の安全性と利便性に配慮した施設配置、利用動線とします。
- ⑥周辺環境(住宅地、公共施設等)へ配慮し、影響(騒音、振動、粉塵等)を及ぼさないものとします。
- ⑦雨水は敷地内処理とし、上下水道は既設の公共ます等(本管との接続)を利用できます。

#### (3) 市街化調整区域における規制

庁舎跡地は、市街化調整区域に立地しています。市街化調整区域内での開発及び建築行為は、都市計画法等の関係法令により規制されていますが、都市計画法第 43 条第 1 項の建築許可を受けることで、建築行為が可能となります。

## 4 土地貸付に関する事項

### (1) 基本的な考え方

土地は現状有姿で貸付し、つくば市と事業者は事業用定期借地権設定契約を締結するものとします。

### (2) 土地賃借料等

#### ①土地賃借料

年額 326 円/m<sup>2</sup>とします。

なお、賃借料(年額)は、つくば市公有財産規則第 35 条第 1 項に基づき、固定資産税評価額(令和 4 年 4 月時点)の 2.5%で算出しています。

#### ②土地賃借料の改定

賃借料は、固定資産評価替えに伴う評価額の改定があったときに、つくば市公有財産規則第 35 条第 1 項に基づいた賃借料を基礎として改定を行うものとします。

※契約後最初の固定資産の評価替えは令和 6 年度に予定されています。それ以降は 3 年ごとに行われます。

#### ③土地賃借料の支払方法

つくば市が定める方法により年額賃借料を毎年 6 月までに一括で支払うものとします。

#### ④保証金

借地契約締結時につくば市が指定する方法により、年額賃借料に相当する金額を契約保証金として納付してください。なお、契約保証金は、契約満了後に債権債務を相殺(未払い賃借料、契約満了日までの損害金等の債務を控除した残額を返還する。)した上で、無利息で返還します。

### (3) 土地賃貸借契約の条件

#### ①契約の種類及び期間

事業用定期借地権設定契約を締結し、20 年以上 50 年未満の期間で事業者が提案した期間とします。

#### ②土地の貸付及び整備

現状有姿で事業者に貸付し、事業者が必要な造成やインフラ整備等を行うものとします。

#### ③借地権の譲渡・転借

事業者はつくば市の承諾を得ないで、土地や事業者が建設した建物等の借地権の譲渡又は転貸を行うことはできません。なお、つくば市の承諾を得た場合は、つくば市との合意事項等を第三者に継承させなければなりません。

#### ④事業開始日

事業者は、土地貸付の開始日から 1 年以内に提案事業に着手し、2 年以内に提案事業の用途による使用を開始しなければなりません。

#### ⑤敷地面積の確定

本要領で示す敷地面積、敷地境界はおおむねの目安となります。詳細な敷地面積と敷地境界位置は、事業者の決定後、つくば市と事業者で協議を行い、事業者による測量調査等により確定するものとします。

#### ⑥実地調査等

つくば市は、契約の履行に関して必要があるとき、事業者に対し、その業務に関する調査への協力や資料の提出等を求めることができることとします。

#### ⑦契約不適合責任の免責

事業者は、土地貸付時における不具合箇所、隠れた構築物、その他契約の内容に適さないことを理由とした賃借料の減免及び減額並びに損害賠償の請求、追完請求及び契約の解除をすることはできません。

#### ⑧契約解除及び損害賠償

つくば市は、本要領で定める参加資格を偽る等の不正行為の発覚や事業者が契約義務を履行しないとき等は、契約を解除することができるものとします。また、事業者都合による場合も含め契約が解除された場合は、事業者の負担により、土地を原状回復させ、つくば市に返還するものとします。なお、事業者がつくば市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

### (4) 契約満了時の留意事項

①つくば市と事業者は、契約期間満了の1年前から再契約等に関して協議を行うものとします。

②協議の結果、再契約等をしない場合、事業者はつくば市と協議の上、つくば市が承諾した部分を除き、原状回復でつくば市に返還するものとします。なお、建物買取請求権は発生しないものとします。

③事業者は、原状回復の必要経費や有益費等の請求をつくば市に行うことはできません。

### (5) 費用負担

事業者は、次の費用を自らの負担により行うものとします。

①契約及び賃借料改定等による変更契約並びに履行に関して必要となる費用

②敷地面積確定に必要な測量調査等の費用

③土地貸付時における不具合箇所等の改修に関する費用

④事業実施のために必要となる土地及び施設等の整備費用

⑤施設を運営する期間を通じ、施設の運営及び維持管理並びに必要となる修繕等の費用

⑥土地返還時に係る原状回復費用

### (6) そのほか

本要領に定めのないものは、つくば市と事業者の協議により決定するものとします。

## 5 参加資格に関する事項

### (1) 参加資格要件

参加する事業者は、本公募の開始の日から契約締結の日までの間において、以下の参加資格要件を満たす者としてします。共同事業者の場合は、共同事業者を構成する全ての事業者が以下の参加資格要件を満たす必要があります。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- ② 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づくつくば市の入札参加の制限を受けていないこと。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条2号に規定する暴力団でなく、かつ、その役員が茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- ④ 茨城県建設工事等請負業者指名停止措置要領(平成6年7月14日付け監第692号)、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準又はつくば市入札参加指名停止等措置要綱(平成6年つくば市告示第15号)に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- ⑤ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、申立てをしている場合であっても、更生手続開始決定後又は再生手続開始決定後につくば市が一般競争入札参加資格の再認定をしたときは、この限りでない。
- ⑥ つくば市税、都道府県税、所得税、法人税及び消費税について未納がないこと。

### (2) 参加事業者の構成

- ① 事業者は、単体の事業者又は複数の事業者によって構成される共同事業者としてします。
- ② 共同事業者によって本プロポーザルに参加する場合は、各事業者が共同事業者の構成を承知した上で、代表となる代表事業者を定め、代表事業者が手続きを行ってください。
- ③ 代表事業者以外の共同事業者は、代表事業者が負担する一切の義務履行に関し、連帯してその責を負うものとしてします。
- ④ 同一の事業者が複数の共同事業者に属して応募すること及び別途単独で応募することは不可とします。

### (3) その他

本契約締結までの間に、参加資格要件を欠くこととなった場合は失格としてします。また、参加申込み以降における共同事業者の構成の変更は原則として認めません。ただし、つくば市がやむを得ないと認めた場合には、参加申込みの提出期限前に限り構成員の変更を認めることとしてします。

## 6 募集から契約締結までの流れ

### (1) プロポーザルの主な日程

- 公募期間：令和4年7月12日(火)から9月2日(金)まで
  - ・参加申込期限：令和4年8月5日(金)まで
  - ・提案書提出期限：令和4年9月2日(金)まで
- プレゼンテーション実施日：令和4年9月13日(火)

### (2) スケジュール表

手続 番号	手 続 内 容	日 程	
公 募 期 間	①	実施要領の公表・配付	令和4年(2022年)7月12日(火)から
	②	質疑の受付	令和4年(2022年)7月12日(火)から 令和4年(2022年)7月26日(火)まで
		質疑の回答	質問受理以降順次、つくば市ホームページで公表
	③	参加申込書の受付	令和4年(2022年)7月27日(水)から 令和4年(2022年)8月5日(金)まで
		参加資格審査結果の通知	令和4年(2022年)8月12日(金)頃 参加資格審査結果を文書で通知します。
	④	事業計画提案書の受付	令和4年(2022年)8月15日(月)から 令和4年(2022年)9月2日(金)まで
	⑤	プレゼンテーションの実施 (候補者選定委員会の開催)	令和4年(2022年)9月13日(火)
		プロポーザル審査結果の通知・公表	令和4年(2022年)9月22日(木)頃 プロポーザル審査結果を文書により通知すると ともに、つくば市ホームページで公表します。
		提案・契約内容等の詳細事項協議	プロポーザル審査結果の公表から 令和4年(2022年)11月4日(金)まで
		事業用定期借地権設定契約締結	上述の協議完了後

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点やその他の事由により、受付期間や各種手続き方法等を変更することがあります。また、来庁の際は感染症防止対策を講じてお越しく下さい。

### (3) 各種手続き

上述(2)スケジュール表の手続番号の詳細内容は以下のとおりとなります。

#### ①実施要領の公表・配付

窓口	期間	令和4年7月12日(火)～
配付	場所	つくば市役所3階 都市計画部公有地利活用推進課
備考		<ul style="list-style-type: none"> <li>・つくば市ホームページからもダウンロードが可能です。</li> <li>・郵送による配付は行いません。</li> </ul>



## ②質疑の受付及び回答

本要領に関する質疑を次のとおり受け付けします。なお、受け付けた質疑は、つくば市ホームページへ回答を掲載し、公表することとします。

受付	期間	令和4年7月12日(火)～令和4年7月26日(火)
	方法	電子メールで提出してください。 宛先：pln130@city.tsukuba.lg.jp 件名：【茎崎庁舎跡地利活用に関する質問】 送信後、受付時間内に事務局へ必ず受信確認の電話を行ってください。
	書類	質疑書(様式1)
回答	受理から原則1週間以内に随時、つくば市ホームページで公表	
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質疑に対する回答は、本要領を補完する目的があり、共通回答として公表するため、質疑提出者に対しての個別回答は行いません。</li> <li>・質疑を行った事業者名等は公表しません。</li> <li>・アイデア保護等の観点から公表に支障のある部分があれば、質疑メール時に注釈等を添えてください。</li> <li>・回答に時間を要する場合はお知らせします。</li> <li>・意見の表明と解されるもの等については回答しないことがあります。</li> </ul>	

## ③参加申込書の受付【必須】

参加資格要件を確認し、参加申込書を提出してください。なお、書類に不備がある場合、期間を定めて補正や追加提出等をお願いする場合があります。

受付	期間	令和4年7月27日(水)～令和4年8月5日(金)
	場所	つくば市役所3階 都市計画部公有地利活用推進課
	方法	受付時間内に直接持参又は配達証明付書留郵便による郵送
	書類	参加申込に関する書類(P11参照)
備考	参加資格要件を満たしているか否かについて、提出された書類を確認することで審査を行います。	

## ④事業計画提案書の受付【必須】

参加申込みをした事業者は、事業提案書類を提出してください。なお、書類に不備がある場合、期間を定めて補正や追加提出等をお願いする場合があります。

受付	期間	令和4年8月15日(月)～令和4年9月2日(金)
	場所	つくば市役所3階 都市計画部公有地利活用推進課
	方法	受付時間内に直接持参又は配達証明付書留郵便による郵送
	書類	事業計画提案に関する書類(P11参照)
備考	参加資格要件を満たした場合に、事業計画提案書を提出することができます。	

⑤プレゼンテーションの実施(候補者選定委員会の開催)【必須】

事業実施の候補者を選定するに当たり、「荖崎庁舎跡地利活用に係る公募型プロポーザル候補者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を開催します。開催日当日は、提案者がプレゼンテーションを実施し、提案内容を総合的に審査します。

開催日時・場所	開催日時：令和4年9月13日(火) 場所：つくば市役所(茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1) ※詳細は各事業者宛てにメール等で連絡します。
つくば市で用意する備品	・プロジェクター(接続：VGA端子、HDMI端子) ・スクリーン ※パソコンは、事業者が持参してください。
時間配分の目安	・プレゼンテーション 15分以内 ・選定委員会からの質疑 15分以内
備考	・出席者は1事業者につき3名以内とします。 ・当日に追加の補足説明資料等の配付はできません。 ・プレゼンテーションにパネル等を使用する場合は、事業者にて用意してください。

(4) 提出先

つくば市都市計画部公有地利活用推進課(つくば市役所3階)

住所：〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

電話：029-883-1111(内線：3331)

Eメール：pln130@city.tsukuba.lg.jp

受付時間：各種手続き対象期間のうち、土、日、祝日を除く平日午前9時から午後5時までとします(正午から午後1時までを除く。)

注意事項：提出書類を郵送する場合は、配達証明付書留郵便とし、事前に郵送提出の旨を事務局へ電話連絡してください。提出は、受付期間内に必着とします。また、持参により提出する場合は、あらかじめ来庁日時を電話で連絡してください。

## 7 提案内容の審査等

### (1) 提案内容の審査

提出された事業計画提案書を、下表に定める評価の視点・基準等に基づき審査します。

#### 【審査基準表】

審査項目		評価の視点・基準等	配点
提案事業者	事業実績・実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>提案事業を確実にかつ円滑に実施できる同種又は類似の事業実績を有しているか。</li> <li>事業を確実にかつ円滑に実施するために、ノウハウや経験のある担当者が適切に配置された実施体制が構築されているか。</li> </ul>	10
	経営安定性	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を確実に実施し、継続できる経営状況（資金計画の安全性を含む。）であるか。</li> <li>長期間に渡り安定した事業収支が見込めるか。</li> </ul>	5
事業内容	取扱商品	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の特性や近隣住民のライフスタイルに適した食料品や日用品を取り扱う計画となっているか。</li> <li>生鮮食品を取り扱う計画となっているか。</li> </ul>	10
	動線計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内の人・車等の適切な動線計画がされているか（ユニバーサルデザインへの配慮、歩行者と車の安全性の確保、バスターミナルへの動線等）。</li> </ul>	5
	周辺環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺環境（住宅地、公共施設等）へ配慮し、影響（騒音、振動、臭気等）を及ぼさない提案となっているか。</li> </ul>	5
	事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>迅速かつ適正な工程計画が提案されているか。</li> </ul>	5
	地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニティスペースや飲食スペースの設置等、周辺住民の利便性向上に資する施設整備が計画されているか。</li> <li>周辺住民の生活向上に資するサービスやイベントが計画されているか（宅配、健康教室、地元製品の取り扱い、災害時の物資供給の協力等）。</li> </ul>	10
合計			50

### (2) 審査方法

選定委員会の委員長及び各委員が提案者毎の評価点の合計で順位をつけ、第1順位の最も多い者を優先交渉権者として選定します。なお、第1順位が最も多い者が2者以上あるときは、上述の審査基準表の審査項目について、次の順序により比較し、順位を決定します。

- ①全ての審査項目の委員長及び各委員の評価点の合計
- ②事業内容に関する項目の委員長及び各委員の評価点の合計

### (3) 審査結果の公表

審査結果について、審査を受けた参加者（共同事業体の場合は代表事業者のみ）へ書面で通知します。併せて、つくば市ホームページで審査結果を公表します。

優先交渉権者として選定されなかった結果を受けた者については、その理由の説明を求めることができます。説明を求めることができる期間は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内（土日祝日を除く。）とします。

#### (4) 失格事項

- ①審査得点が選定委員の平均で 30 点未満の場合
- ②プレゼンテーションを欠席した場合又は指定時刻までに参集できなかった場合
- ③提案事業の内容が本要領の内容から逸脱していると認められる場合
- ④提出書類に虚偽の記載をした場合
- ⑤必要な書類を提出しなかった場合
- ⑥その他、不正な行為を行ったと認められる場合

### 8 契約の手続き等に関する事項

#### (1) 土地賃貸借契約の締結等

##### ①土地賃貸借契約内容等の協議

プロポーザル審査結果の公表から令和4年11月4日(金)までに、つくば市と優先交渉権者は、契約内容や提案内容等について協議を行います。なお、共同事業体の場合は、原則としてつくば市と代表事業者が協議を行います。令和4年11月4日(金)までに協議が完了しない場合は、次点者と協議を行い、契約を締結できるものとしします。

##### ②事業用定期借地権設定契約の締結

上述の協議が完了次第、つくば市と事業用定期借地権設定契約を締結します。なお、共同事業体の場合は、原則として代表事業者を契約の相手方とします。

事業用定期借地権設定契約書は公正証書により作成します。

#### (2) そのほか

本要領に定めのないものは、つくば市と事業者の協議により決定するものとしします。なお、契約に関して必要となる費用は全て事業者負担とします。

## 9 提出書類

### (1) 参加申込に関する書類

参加申込に関する書類は、所定の様式により作成し、下表 No 1～No11 の必要書類をそろえて提出してください(提出期間：令和 4 年 7 月 27 日から令和 4 年 8 月 5 日)。

なお、必要部数は下表のとおり正本 1 部、副本 1 部(副本は複写可)として、紙媒体で提出してください。また、共同事業体の場合は、No 3～No11 の資料は共同事業体を構成する全ての事業者分を提出してください。

No	提出書類名	提出部数
1	参加申込書(様式 2-1)【単体事業者の場合】	正本 1 部 副本 1 部
2	参加申込書(様式 2-2)【共同事業体の場合】	正本 1 部 副本 1 部
3	事業者の概要(様式 3)	正本 1 部 副本 1 部
4	参加資格要件に係る申立書(様式 4)	正本 1 部 副本 1 部
5	印鑑登録証明書	正本 1 部 副本 1 部
6	国税の納税証明書 法人用：様式その 3 の 3 「法人税・消費税」に未納がないことの証明書 個人事業主用：様式その 3 の 2 「所得税・消費税」に未納がないことの証明書	正本 1 部 副本 1 部
7	都道府県の納税証明書(未納・滞納がないことの証明書)※法人の場合は、本店所在地分に限る。	正本 1 部 副本 1 部
8	つくば市税の納税証明書(滞納がないことの証明書)※つくば市の納税義務者のみ	正本 1 部 副本 1 部
9	法人登記事項証明書(履歴事項全部証明書)※法人の場合	正本 1 部 副本 1 部
10	法人定款※法人の場合	正本 1 部 副本 1 部
11	事業者の決算関係書類(過去 3 か年分の事業報告書、収支決算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれに準ずる書類等)	正本 1 部 副本 1 部

※各証明書は、令和 4 年 5 月 6 日から令和 4 年 8 月 5 日までに発行されたものに限ります。

### (2) 事業計画提案に関する書類

事業計画提案に関する書類は、下表のとおりとします。

なお、必要部数は下表のとおり正本 1 部、副本 15 部(副本は複写可)として紙媒体で提出してください(提出期間：令和 4 年 8 月 15 日から令和 4 年 9 月 2 日)。

提出書類名	提出部数
事業計画提案書(様式 5) 事業計画提案書については、様式 5 を鏡分とし先頭頁にしていた たく以外は、様式 5 に記載される留意事項を盛り込み、かつ、公募 要領 P 2 の「施設整備に関する事項」及び P 3 の「土地貸付に関す る事項」並びに P 9 の「審査基準表」を踏まえた提案を記載してく ださい。書式や書類枚数等は自由な形で作成し提出してください。	正本 1 部 副本 15 部

## 10 その他の事項

### (1) プロポーザル実施要領等の承諾

つくば市は、参加申込みをもって、参加者が実施要領及び契約関係書類の記載内容を承諾したものとみなします。

### (2) 費用の負担

プロポーザルへの参加に必要な費用は、参加者の負担とします。

### (3) 申込み後の辞退

書類の提出後、手続きの途中で辞退する場合は、あらかじめ来庁日時を電話で連絡の上、参加辞退届(様式6)1部をP13「11 問合せ先(事務局)」に提出してください。

### (4) 共同事業体の提案に係る責任の所在

共同事業体の提案に係る責任の所在は、代表事業者にあるものとします。このため、各種通知等については、代表事業者へのみ連絡することとします。

### (5) 関係法令の遵守等

事業を進めるに当たり、関係法令及び本要領等を遵守するとともに、事業実施に必要な関係機関への協議や許認可等の手続きは事業者の責任と負担で行ってください。

### (6) 使用言語及び通貨

使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

### (7) 資料等の取扱い

つくば市が配付及び公表する資料は、プロポーザルへの参加に関する事項以外の目的で使用することを禁じます。

### (8) 提出書類の取扱い

提出された書類は返却しないものとし、選定の目的以外には使用しません。ただし、提出書類に係る情報公開請求があった場合は、つくば市情報公開条例(平成10年つくば市条例第20号)に基づき、当該提出書類を公開することがあります。

### (9) 著作権の取扱い

提案書及び図面の著作権は、参加者に帰属します。なお、提案書及び図面の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法(昭和45年法律第48号)に認められた場合を除き、第三者の承諾を得て下さい。第三者の著作物の使用に関する責任は、参加者に帰するものとします。ただし、つくば市が議会及び市民等への説明時(本市ホームページ上での公表含む。)に、提案概要等を使用する場合は、著作権者の同意を得ずに無償で使用できるものとし、参加者は提案するに当たり、その無償使用について了承するものとします。

#### (10) 機密事項の遵守

参加者は、提案内容やつくば市との協議事項、交渉内容等に守秘義務があり、つくば市の事前承諾なく、これらの内容を公表することを禁じます。

#### (11) プロポーザルの中止等

天災等の不可抗力による場合又はプロポーザルを公正に失効することができないおそれがあると認めるときは、既に広告若しくは通知した事項の変更又は当該プロポーザルを延期若しくは中止することがあります。なお、この場合において、事業者は、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできません。

### 11 問合せ先(事務局)

つくば市都市計画部公有地利活用推進課

住 所：〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

電 話：029-883-1111(内線：3331)

メー ル：pln130@city.tsukuba.lg.jp